

## 勧告

10. 1994年12月日本の釧路で開催された、東アジア～オーストラリア地域湿地・水鳥ワークショップ参加者は、「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」を発展させることにより、東アジア～オーストラリア地域の渡りのルート沿いの水鳥の保全に関する多国間の取り組みを支援し、「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」の速やかな構築を勧告したことに注意し、

11. 1995年3月にアジア地域の渡りのルート沿いの渡り性水鳥保全のための努力を調整する枠組みの発展についてのイニシアチブを支持することを求めた、「アジアの湿地保全についてのデリー宣言」に注意し、

12. 主要な渡りのルート沿いの締約国会議の協力行動を通じ、ラムサール条約は渡り性水鳥にとっての重要湿地のネットワークを支持することにより、水鳥保全のための多国間の取り組みを発展させることが容易にできることを確信し、

締約国会議は、

13. 本勧告を「ブリスベン・イニシアチブ」として採択し、渡りをするシギ・チドリ類の適切な生息環境を維持するため、東アジア～オーストラリア地域のシギ・チドリ類の、渡りのルート沿いの登録湿地およびその他の国際的に重要な湿地のネットワークを構築することを求める。

14. 「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」の実行を支援することを締約国に奨励する。

15. 「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」に、自国の1つまたはそれ以上の適切な湿地を推薦し、本ネットワークへの支援を表明することを東アジア～オーストラリア地域に含まれる締約国に促す。

16. 当該地域に含まれるラムサール条約未加盟国または地域に対して、「ブリスベン・イニシアチブ」を推奨し、本イニシアチブへの参加を促す。

17. さらにアジア太平洋地域および他の渡りルートで渡りをする水鳥の他の種類群について、湿地ネットワークの検討を推奨する。

18. これらのネットワークを維持し、拡大していくために共に活動し、普及啓発、研修、情報交換を促進し、渡りをするシギ・チドリ類とその生息地の長期的な保全に、参加各国が貢献することをさらに促す。

### 勧告6.5 さらに湿地管理者研修プログラムの確立

1. 「湿地の研究、管理、および監視について能力を有する担当者の訓練を促進する」ことを締約国に求めた本条約第4条5を想起し、

2. 湿地管理者研修のためのプログラムの存在、またそのようなプログラムの利益ができる限り広範囲に享受されるようにする必要があることを意識し、

3. 多くの途上国および開発担当部局にとって担当者の研修がきわめて優先度が高い事項であることを認識し、

4. ラムサール登録湿地の姉妹関係締結の概念と、それに関連した情報および担当者の交換・交流の発展に留意し、

締約国会議は、

5. 湿地管理者研修プログラムを確立するための財源を、政府の開発担当部局その他の国または地域の機関

を通して自国政府に求めるよう締約国を促す。

6. 主要資金提供者を確保し、湿地管理者研修の世界的なネットワークの考え方を追求し、さらには担当者交換がより広範に行われることを奨励するよう条約事務局に要請する。
7. 世界中から研修カリキュラムおよび組織の詳細を取り寄せ、締約国にそのような情報が利用可能であることを知らせるようさらに条約事務局に指示する。
8. 1997-1999年の3年間に、発展途上国の代表を適切な湿地管理者研修プログラムに参加させるため、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」への資金援助を優先するよう締約国に求める。

### 勧告6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置について

1. 条約事務局内に地域担当専門官を設置することを理由の一つに、第4回及び第5回締約国会議において条約の基本予算が増額されたことを想起し、
2. 渡りをする種の保護をも含む国境にまたがる湿地管理の問題を検討するため、さらに締約国が協力すべきであることを示唆している「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議5.6付属書)を想起し、
3. ラムサール条約の下で、世界各地域で似たような管理上の問題を抱えている類似の湿地生態系が存在し、地域レベルの協力の増大が条約のより効果的な履行に帰結するであろうことを認識し、
4. 条約の締約国になることに強い関心を持つ国々が、この点に関しそれらの地域内で入手できる専門知識によってさらに支援を受けられることを意識し、そして、
5. 条約の加盟国を拡大するため、またアフリカ、アジア、中南米地域、オセアニアで行われているラムサール条約の活動のための全般的支援の水準を高めるため、すでに基本予算の中から確保されている地域担当専門官に加え、地域に根ざした職員の設置が強く望まれることに注目し、

締約国会議は、

6. 地域に根ざしたラムサール連絡専門官を配置し維持できるようにするため、特別な支援措置の下で現行の財源に対する追加拠出を検討するよう締約国に要請する。
7. 特に上記の地域において条約履行の効果をさらに高める手段として、ラムサール連絡担当官配置への財政支援を求めるよう条約事務局に命ずる。
8. 各々の地域事務所内でこれらの担当官を共同で配置し、また日々の活動でより密接に協力することを通じ、この提唱を推進する方法を検討するようパートナー機関に求める。
9. この提唱を支援し、地域に根ざした支援や助言を提供するラムサール条約の権能が増強されるような機構を検討するよう常設委員会に奨励する。

### 勧告6.7 サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用

1. 世界のサンゴ礁とマングローブ林や藻場を含む関連生態系の多くが劣化していることを意識し、
2. 食糧生産、観光、レクリエーション、美的資源、海岸線保護などのサンゴ礁や関連する生態系が人類に与え